未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名：中央卸売市場

頁	整理番号	債権名	所管部署（連絡先）
2	001	施設使用料	総務課(06-6469-7921)
4	002	電気維持料	総務課(06-6469-7921)
6	003	水道維持料	総務課(06-6469-7921)
8	005	原状回復費用	総務課(06-6469-7921)

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市場	担当・事業所名	総務課	債権整理番号（3ケタ）	001	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	施設使用料

1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 …

いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数　※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和3年度実績	10,766	0	10,766	5,342	2,159	7,501	49.6%	69.7%	3,265	4,143,862	4,142,347	0	4,142,347	100.0%	100.0%	1,515	99.8%	99.9%	4,780
B	令和4年度実績	4,780	0	4,780	1,014	1,753	2,767	21.2%	57.9%	2,013	4,435,528	4,433,900	0	4,433,900	100.0%	100.0%	1,628	99.9%	99.9%	3,641
C	令和5年度修正目標	3,641	0	3,641	272	0	272	7.5%	7.5%	3,369	4,168,705	4,168,705	0	4,168,705	100.0%	100.0%	0	99.9%	99.9%	3,369
D	令和5年度実績	3,641	1	3,640	557	600	1,158	15.3%	31.8%	2,483	4,267,125	4,264,910	0	4,264,910	99.9%	99.9%	2,215	99.9%	99.9%	4,698
E	令和6年度当初目標	3,369	0	3,369	252	0	252	7.5%	7.5%	3,117	4,168,705	4,168,705	0	4,168,705	100.0%	100.0%	0	99.9%	99.9%	3,117
F	令和6年度修正目標	4,698	0	4,698	371	0	371	7.9%	7.9%	4,327	4,164,256	4,164,256	0	4,164,256	100.0%	100.0%	0	99.9%	99.9%	4,327

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	2,883	令和8年度末	2,667	令和9年度末	2,467

3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績

・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行った。
・財産調査や所在把握を行った。
・店舗へ訪問など交渉へと繋げた。
・令和5年度に時効を迎える債権について、不納欠損処理を行った。

課題と改善策

【課題】
・債務者の所在、財産が掴めないケースがある。

【改善策】
・調査方法を再検討し、債務者の所在や財産を把握できるよう取組んでいく。

4．令和6年度の取組内容

…「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
・財産調査や所在把握を行い、交渉へと繋げていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

・常日頃から施設使用者と円滑な関係維持に努めるともに、営業状況などを関係機関から情報収集する。
・納付が遅い事業者について、早期に情報収集し滞納発生を可能な限り防止していく。また、督促期限までに納付するよう書面及び訪問等による指導を行い、早期の債権回収に努める。

５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数			1		1					2			1					1	3
過年度	未収金残高			719		692					1,411			1,071					1,071	2,482
現年度	未収債権の件数		1								1			2					2	3
現年度	未収金残高		185								185			2,029					2,029	2,214

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：5 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：6

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ”：4,696

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	21.2%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	99.9%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市場	担当・事業所名	総務課	債権整理番号（3ケタ）	002	債権区分	私債権	債権名	電気維持料

1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 …

いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数　※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アーウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和3年度実績	1,485	0	1,485	694	0	694	46.7%	46.7%	791	939,865	939,147	0	939,147	99.9%	99.9%	718	99.8%	99.8%	1,509
B	令和4年度実績	1,509	0	1,509	506	85	591	33.5%	39.2%	918	1,457,999	1,457,561	0	1,457,561	100.0%	100.0%	438	99.9%	99.9%	1,356
C	令和5年度修正目標	1,356	0	1,356	142	0	142	10.5%	10.5%	1,214	3,250,441	3,250,441	0	3,250,441	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	1,214
D	令和5年度実績	1,356	2	1,354	379	0	381	28.0%	28.1%	975	1,212,738	1,212,465	0	1,212,465	100.0%	100.0%	273	99.9%	99.9%	1,248
E	令和6年度当初目標	1,214	0	1,214	127	0	127	10.5%	10.5%	1,087	3,250,441	3,250,441	0	3,250,441	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	1,087
F	令和6年度修正目標	1,248	0	1,248	132	0	132	10.6%	10.6%	1,116	1,315,874	1,315,874	0	1,315,874	100.0%	100.0%	0	99.9%	99.9%	1,116

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	973	令和8年度末	871	令和9年度末	780

3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績

・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行った。
・財産調査や所在把握を行った。
・店舗へ訪問など交渉へと繋げた。

課題と改善策

【課題】
・債務者の所在、財産が掴めないケースがある。

【改善策】
・調査方法を再検討し、債務者の所在や財産を把握できるよう取組んでいく。

4．令和6年度の取組内容

…「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
・財産調査や所在把握を行い、交渉へと繋げていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

・常日頃から施設使用者と円滑な関係維持に努めるとともに、営業状況などを関係機関から情報収集する。
・納付が遅い事業者について、早期に情報収集し滞納発生を可能な限り防止していく。また、督促期限までに納付するよう書面及び訪問等による指導を行い、早期の債権回収に努める。

５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数			2		1					3		1	1				2	4	7
過年度	未収金残高			529		117					646		112	59				159	330	976
現年度	未収債権の件数		3								3			2					2	5
現年度	未収金残高		187								187			85					85	272

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：11 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：12

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ”：1,248

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	33.5%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	99.9%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市場	担当・事業所名	総務課	債権整理番号（3ケタ）	003	債権区分	私債権	債権名	水道維持料

1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 …

いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数　※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和3年度 実績	1,918	▲ 94	2,012	1,111	34	1,051	55.2%	54.8%	867	254,758	254,462	0	254,462	99.9%	99.9%	296	99.5%	99.5%	1,163
B	令和4年度 実績	1,163	0	1,163	285	9	294	24.5%	25.3%	869	256,424	256,215	0	256,215	99.9%	99.9%	209	99.6%	99.6%	1,078
C	令和5年度 修正目標	1,078	0	1,078	146	0	146	13.5%	13.5%	932	269,808	269,808	0	269,808	100.0%	100.0%	0	99.7%	99.7%	932
D	令和5年度 実績	1,078	▲ 1	1,079	182	0	181	16.9%	16.8%	897	245,547	245,414	0	245,414	99.9%	99.9%	133	99.6%	99.6%	1,030
E	令和6年度 当初目標	932	0	932	126	0	126	13.5%	13.5%	806	269,808	269,808	0	269,808	100.0%	100.0%	0	99.7%	99.7%	806
F	令和6年度 修正目標	1,030	0	1,030	144	0	144	14.0%	14.0%	886	243,196	243,196	0	243,196	100.0%	100.0%	0	99.6%	99.6%	886

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	697	令和8年度末	603	令和9年度末	522

3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績

・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行った。
・財産調査や所在把握を行った。
・店舗へ訪問など交渉へと繋げた。

課題と改善策

【課題】
・債務者の所在、財産が掴めないケースがある。

【改善策】
・調査方法を再検討し、債務者の所在や財産を把握できるよう取組んでいく。

4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
・財産調査や所在把握を行い、交渉へと繋げていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

・常日頃から施設使用者と円滑な関係維持に努めるとともに、営業状況などを関係機関から情報収集する。
・納付が遅い事業者について、早期に情報収集し滞納発生を可能な限り防止していく。また、督促期限までに納付するよう書面及び訪問等による指導を行い、早期の債権回収に努める。

５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数			2		1					3		1	1				2	4	7
過年度	未収金残高			297		80					377		118	26				375	519	896
現年度	未収債権の件数		2								2			2					2	4
現年度	未収金残高		93								93			40					40	133

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：10 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：11

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ”：1,029

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	24.5%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	99.9%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	99.6%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市場	担当・事業所名	総務課	債権整理番号（3ケタ）	005	債権区分	私債権	債権名	原状回復費用

1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 …

いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数　※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アーウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和3年度実績	378	0	378	6	0	6	1.6%	1.6%	372	0	0	0	0	－	－	0	1.6%	1.6%	372
B	令和4年度実績	372	0	372	13	0	13	3.5%	3.5%	359	0	0	0	0	－	－	0	3.5%	3.5%	359
C	令和5年度修正目標	359	0	359	30	0	30	8.4%	8.4%	329	0	0	0	0	－	－	0	8.4%	8.4%	329
D	令和5年度実績	359	0	359	17	0	17	4.7%	4.7%	342	0	0	0	0	－	－	0	4.7%	4.7%	342
E	令和6年度当初目標	329	0	329	30	0	30	9.1%	9.1%	299	0	0	0	0	－	－	0	9.1%	9.1%	299
F	令和6年度修正目標	342	0	342	30	0	30	8.8%	8.8%	312	0	0	0	0	－	－	0	8.8%	8.8%	312

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	269	令和8年度末	239	令和9年度末	209

3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績

・滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行った。
・債務者と分割納入の誓約を行い、分割にて納付をすすめた。

課題と改善策

【課題】
・債務者と電話での連絡が取れない状況がある。

【改善策】
・連絡のつく連絡先を知らせるよう、文書にて交渉、連絡を図る。

4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き滞納整理事務マニュアルに基づき、適正な徴収事務を行っていく。
・分割納付を滞りなく履行するよう、粘り強く交渉、納付勧奨を行っていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

・常日頃から施設使用者と円滑な関係維持に努めるとともに、営業状況などを関係機関から情報収集する。
・施設使用者に対して市場施設を常に善良なる管理者の注意をもって維持し、使用することを再周知する。

５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数						1				1								0	1
過年度	未収金残高						342				342								0	342
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：1 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ”：342

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	3.5%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	3.5%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由